

第 20 号議案

豊川市大木会館条例の一部改正について

豊川市大木会館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 21 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市大木会館条例の一部を改正する条例

豊川市大木会館条例（平成 17 年豊川市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「豊川市大木町新町通 68 番地 1」を「豊川市大木新町通二丁目 13 番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、東三河都市計画事業一宮大木土地区画整理事業に係る町名及び地番の変更に伴い、豊川市大木会館の位置の表示を変更する必要があるからである。